



鳥取県公報

平成16年 5月14日(金)
第 7 5 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	開発行為に関する工事の完了 (2件) (379・380) (西部総合事務所県土整備局) 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (381) (障害福祉課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (382) (長寿社会課) 2
	指定介護療養型医療施設の指定 (383) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (384) (〃) 3
	鳥取県立大山オオタカの森の立入禁止区域の指定 (385) (環境政策課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (386) (耕地課) 4
	保安林の指定予定 (387) (森林保全課) 4
	保安林の指定の解除予定 (388) (〃) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (389) (〃) 5
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (390) (会計管理室) 5
選管告示	選挙管理委員会の招集 (19) 5
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 6
調達公告	随意契約の相手方の決定 (職員課) 7
	随意契約の相手方の決定 (2件) (情報政策課) 7

告 示

鳥取県告示第379号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

平成16年 5月14日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成16年 3月29日 鳥取県指令都計 3 第771号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市財ノ木町字篠津灘及び字上灘並びに佐斐神町字砂浜ノ四
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市旗ヶ崎四丁目4 - 9

有限会社清栄 代表取締役 奥田 栄

鳥取県告示第380号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成16年5月14日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

1 開発許可の年月日及び番号

平成15年11月28日 鳥取県指令都計3第510号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区港南二丁目5 - 10

株式会社ゼンショー 代表取締役 小川 賢太郎

鳥取県告示第381号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 もみの木福祉会	米子市富益町 4660	ひなぎく	米子市東町9 - 1	地域生活援助	平成16年5月1日
〃	〃	つどい	米子市和田町31 - 1	〃	〃
〃	〃	いこい	〃	〃	〃

鳥取県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び	住所（主たる事	居宅サービス事	居宅サービス事業	居宅サービス事	指定年月日
---------	---------	---------	----------	---------	-------

代表者の氏名)	務所の所在地)	業を行う事業所の名称	を行う事業所の所在地	業の種類	
岩美町 町長 榎本武利	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	通所リハビリテーション	平成16年 4月30日

鳥取県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を指定したので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	指定年月日
岩美町 町長 榎本武利	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	平成16年 4月30日

鳥取県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年6月鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
岩美町 町長 榎本武利	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	短期入所療養介護	平成16年 4月30日

鳥取県告示第385号

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例（平成16年鳥取県条例第5号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり立入禁止区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

区 域	面 積
西伯郡大山町豊房（次の図に示す部分に限る。）	40.9ヘクタール

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び西部総合事務所県民局に備え置いて公衆の縦覧に供する。)

鳥取県告示第386号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を平成16年5月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第387号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字小畑字本丸854の2、855の1から855の3まで、858の1、860、862の3、864、864の1、1408

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、青谷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第388号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上荒舟字上地谷口689の3

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第389号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町湯河字出立1029の1、折渡字中鉢山258の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第390号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年 5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
平成16年度に鳥取県立童謡館多目的ホールで開催される「わらべ館こどもの四季コンサート」に係る入場料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県文化観光局文化芸術課
副主幹 森田 圭一
- 3 委任期間
平成16年 5月18日から平成17年 3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

平成16年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年 5月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年 5月17日 (月) 午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第20回参議院議員通常選挙について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年 5月14日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成16年 6月 4日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成16年 6月24日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 電子計算組織による給与事務処理等 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成16年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 44,519,842円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県総務部職員課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | A T Mネットワーク関連機器の賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成16年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 32,567,799円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | A T Mネットワーク保守 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成16年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 49,307,328円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |